

2020（令和2）年6月16日

各県中学校長会長 様  
各県修学旅行委員会委員長・部長 様  
各県中学校長 様

公益財団法人 全国修学旅行研究協会  
関東地区公立中学校修学旅行委員会事務局

「新型コロナウイルス感染症」発生に伴う修学旅行の中止・日程変更に関わる関修委・修学旅行列車に対する JR の対応について（通知・第8信）

本日、JR より対応方の変更として新たに【別添写】の文書が事務局に届きましたので、取り急ぎ【第8信】としてお知らせいたします。

「新型コロナウイルス感染症」を理由とした修学旅行の中止に伴う JR 取消料の対応方が変更となりますので、ご注意ください。

なお、関修委の修学旅行列車以外を利用する学校についても同じ取扱い方となります。対応方の主旨は以下の通りです。

- (1) 3/4 付け発信の「新型コロナウイルス感染症」発生に伴う修学旅行の中止・日程変更の際の無手数料による取り扱いは、6月18日（木）をもって終了となります。従って、6月19日（金）以降に発生した修学旅行の中止等に伴う JR 取消しの際には、JR 旅客営業規則に定める所定の手数料が収受されます。
- (2) JR の取消手数料（指定保証金を含む）は、旅行開始日の1カ月と1日前より以前に取消しを行う場合には発生いたしません。よって、修学旅行の中止等による JR 不使用が決定した場合には、取扱い旅行業者を通じて速やかに JR への取消し手続きを行ってください。取消し手続きが上記期日を過ぎた場合、所定の取消手数料がかかります。重々、ご注意ください。
- (3) 本通知はあくまでも JR 不使用が決定した場合の措置です。修学旅行の延期により JR の乗車日を変更する場合、及び修学旅行の方面変更により JR の使用列車を変更する場合は、手数料はかかりません。

<添付書類>

【別添写】 東日本旅客鉄道株式会社 2020年6月16日 発信文書

【別紙】 JR 旅客営業規則 51 条の 2 部分（複写）  
「団体旅客運送の申込人員の変更又は申込みの取消し等」部分

以上